

社会福祉法人東海市社会福祉協議会
加木屋デイサービスセンター



知多北部
東海市
知多市
大府市
東浦町



〒477-0032

東海市加木屋町南鹿持27番地の1

電話 090-2921-0585

FAX 0562-34-7373

介護保険事業所番号 2374101307
介護予防通所介護相当番号 23A4100047

こんにちは、加木屋デイサービスセンターです

私たち加木屋デイサービスセンター職員一同は、
「笑顔のあふれるデイサービスセンター」で皆様をお待ちしております。

ぜひ

1日体験・見学会（随時）

をご利用・問合せください。

9時	ごろ	お迎え
9時	45分	朝の会の始まりです。
10時	00分	入浴開始です。
12時	00分	昼食です。
13時	45分	集団体操・レクリエーション
15時	00分	おやつ時間
16時	00分	帰宅の時間です。

★ 営業日時 ★

月曜日から土曜日（年末年始 12月29日から1月3日までを除く）
午前9時45分から午後4時まで

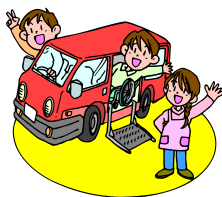
★ 利用地域 ★

東海市およびその周辺地域を対象にしています。

★ お持ちいただくもの ★

（持ち物には名前の記入をお願いします。）

タオル（2枚）、バスタオル（体を拭くもの）、下着の着替え、
濡れタオルなどを入れる袋（スーパーのビニール袋など）、
紙おむつ・リハビリパンツ必要枚数分、予備の洋服・下着、
室内シューズ（リハビリシューズまたは体育館シューズ）



★ 昼食について ★

利用者みなさまの身体状況に合わせて、管理栄養士がおいしく食事を食べることが
できるように対応しています。

通常食



特別食（ミキサー食）



上の写真のほか、きざみ食、お粥食にも対応しています。

★ 入浴について ★

大浴場



★ 催事 ★

季節の行事（節分・ひな祭り・花見・七夕・秋祭り・クリスマス）

地域ボランティアさんとの交流

保育園・小学校・中学校の皆さんとの交流



保育園との交流



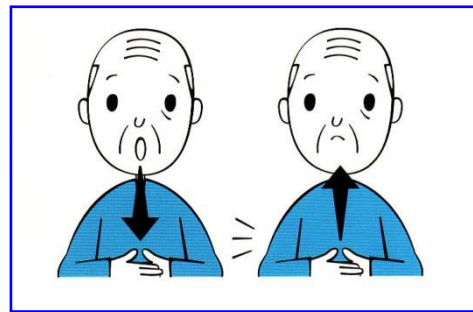
保育園児と野菜収穫

小学生ボランティア



大学生太鼓ボランティア

★ 介護予防運動・個別機能訓練 ★



口腔機能訓練・食前体操
おいしく食事をいただくために
昼食前に実施しています。

★ 利用料金支払い方法 ★

銀行、信用金庫、農協、郵便局に対応しており、ご指定の口座から毎月26日
(休日の場合は翌営業日) 引き落としされます。

利用料金表（別表1）

1 通所介護（1日あたり）

介護保険の給付対象となるサービス内容と利用料金

通常規模型通所介護費 所要時間6時間以上7時間未満

	標準的な利用単位数／回						昼食代を含む 利用料金／回		
	利 用 単 位 数	サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I)イ	中 重 度 者 ケ ア 体 制 加 算	入 浴	個 別 機 能 訓 練 加 算 (II)	計	昼 食 代 (実 費)	合 計	
要介護1	572	18	45	50	56	741	610円	1割	1,362円
						2割		2,113円	
						3割		2,864円	
要介護2	676					1割		1,467円	
						2割		2,324円	
		3割	3,181円						
要介護3	780	1割	1,573円						
		2割	2,535円						
		3割	3,497円						
要介護4	884	1,053	1割	1,678円					
		2割	2,746円						
		3割	3,814円						
要介護5	988	1,157	1割	1,784円					
		2割	2,957円						
		3割	4,130円						
利用者によって加算または減算される利用単位数									
認知症加算						60			
若年性認知症利用者受入加算						60			
栄養改善加算						150			
事業所が送迎を行わない場合（片道）						▲47			

介護人材を確保し、適切なサービス保つための介護職員処遇改善加算（I）5.9%を上記の利用単位数に加算します。

（注）

- 1 要介護状態区分等に応じたサービス利用料金およびご利用されたサービスの利用料金は介護保険負担割合証記載の割合でご負担していただきます。
- 2 1月あたりの利用料金請求額は、1日あたりの利用単位数合計に回数を乗じて得た額に10.14（地域区分：東海市）を乗じて得た額の1円未満を切り捨てして得た額を基にご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を請求させていただきます。（昼食代を除く。）
- 3 利用料金が支給限度額を超える場合、超えた部分については利用料金全額が自己負担になります。なお、自己負担額の合計額が一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。
- 4 昼食代以外の値は、すべて単位数で表示させています。
- 5 栄養改善加算は、実施された場合に徴収となります。（月2回 原則3ヶ月）

2 短時間利用

ご利用者の都合で利用から5時間未満で途中帰宅される場合は、以下の利用料金表に基づいた料金をいただきます。利用者によって加算または減算される利用単位数も含まれます。

(1) 通常規模型通所介護費 所要時間5時間以上6時間未満

	標準的な利用単位数/回						昼食代を含む 利用料金/回		
	利 用 単 位 数	サー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I)イ	中 重 度 者 ケ ア 体 制 加 算	入 浴	個 別 機 能 訓 練 加 算 (II)	計	昼 食 代 (実 費)	合 計 利 用 単 位 に 10.14 (地 域 区 分) を 乗 じ て 得 た 額	
要介護1	558	18	45	50	56	727	610円	1割	1,348円
						2割		2,085円	
						3割		2,822円	
要介護2	660					829		1割	1,451円
						2割		2,292円	
		3割	3,132円						
要介護3	761	930	1割	1,553円					
		2割	2,496円						
		3割	3,439円						
要介護4	863	1,032	1割	1,657円					
		2割	2,703円						
		3割	3,750円						
要介護5	964	1,133	1割	1,759円					
		2割	2,908円						
		3割	4,057円						

(2) 通常規模型通所介護費 所要時間4時間以上5時間未満

	標準的な利用単位数/回						昼食代を含む 利用料金/回		
	利 用 単 位 数	サー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I)イ	中 重 度 者 ケ ア 体 制 加 算	入 浴	個 別 機 能 訓 練 加 算 (II)	計	昼 食 代 (実 費)	合 計 利 用 単 位 に 10.14 (地 域 区 分) を 乗 じ て 得 た 額	
要介護1	380	18	45	50	56	549	610円	1割	1,167円
						2割		1,724円	
						3割		2,280円	
要介護2	436					605		1割	1,224円
						2割		1,837円	
		3割	2,451円						
要介護3	493	662	1割	1,282円					
		2割	1,953円						
		3割	2,624円						
要介護4	548	717	1割	1,337円					
		2割	2,064円						
		3割	2,791円						
要介護5	605	774	1割	1,395円					
		2割	2,180円						
		3割	2,965円						

(3) 通常規模型通所介護費 所要時間3時間以上4時間未満

	標準的な利用単位数／回					昼食代を含む 利用料金／回			
	利 用 単位数	サービ ス提供 体制強 化加算 (I)イ	中重度 者ケア 体制 加算	入浴	個別機 能訓練 加算 (II)	計	昼食代 (実 費)	合計 利用単位数に 10.14 (地域 区分) を乗じて得た額	
要介護1	362	18	45	50	56	531	610円	1割	1,149円
						2割		1,687円	
						3割		2,226円	
要介護2	415					584		1割	1,203円
						2割		1,795円	
		3割	2,387円						
要介護3	470	639	1割	1,258円					
		2割	1,906円						
		3割	2,554円						
要介護4	522	691	1割	1,311円					
		2割	2,012円						
		3割	2,712円						
要介護5	576	745	1割	1,366円					
		2割	2,121円						
		3割	2,877円						

ご利用者の都合で利用から3時間未満で途中帰宅される場合は、この料金表の利用単位数の70%をいただきます。

なお、入浴、個別機能訓練を行った場合、その加算は含めさせていただきます。

利用料金表（別表2）

1 第1号通所事業（1月あたり）

	標準的な利用単位数／月					利用料金		
	利用単位数	サービス提供体制強化加算（I）イ	運動器機能向上加算	事業所評価加算	計	第1号通所事業利用料金／月額		昼食代（実費）
要支援1	1,647	72	225	120	2,064	1割	2,093円	+ 610円 ×回数
要支援2	3,377	144				2割	4,186円	
						3割	6,279円	
					1割	3,921円		
事業対象者	週1回程度利用	72			2割	7,841円		
					3割	11,761円		
			1割	2,093円				
	週2回程度利用	144	2割	4,186円				
			3割	6,279円				
			1割	3,921円				
利用者によって加算される利用単位								
栄養改善加算					150			
若年性認知症利用者受入加算					240			

介護人材を確保し、適切なサービス保つための介護職員処遇改善加算（I）5.9%を上記の利用単位数に加算します。

注1：1月あたりの利用料金請求額は、1日あたりの利用単位数合計に回数を乗じて得た額に10.14（地域区分：東海市）を乗じて得た額の1円未満を切り捨てして得た額を基にご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を請求させていただきます。（昼食代を除く。）2：昼食代以外の値は、すべて単位数で表示しています。

3：栄養改善加算は、実施された場合に徴収します。

4：若年性認知症利用者受入加算は、40歳から64歳の認知症利用者が対象です。

本サービスの利用料金は、月額制とします。ただし、以下の場合は、日割り計算で請求します。

- (a) 月途中で契約し、利用を開始した場合。
- (b) 月途中で要介護状態区分等に変更があった場合。
- (c) 月途中で転居等により他の通所介護事業所を利用した場合。
- (d) 月途中でショートステイ（短期入所）を利用した場合。
- (e) 当該月に利用し、途中で契約を解除した場合。
- (f) 月途中で特定施設（有料老人ホーム等）を入所した場合。

5：第1号通所事業のご利用者は、途中で帰宅されても月額利用料以外の負担はありません。ただし、昼食を食べた場合は610円。事前に連絡なく昼食を食べなかった場合はキャンセル料600円をいただきます。

★ 加木屋デイサービスセンターまでの地図 ★

